

平成30年9月10日

第15回水俣市農業委員会

第15回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年9月10日
開会 9時30分
閉会 10時05分
- 3 出席委員
農業委員 14名
1番 元村 善二 君
2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君
4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君
6番 森口 信二 君
7番 廣島 康雄 君
8番 山澤 親徳 君
9番 苗床 勝美 君
10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君
13番 友田 勝久 君
14番 中村 清治 君
推進委員 14名
15番 向田 博 君
16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君
18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君
20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君
22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君
24番 前田 仁 君
25番 渕上 民雄 君
26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 なし
推進委員 なし
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 農地形状変更届について
報告事項(3) 農用地利用配分計画の認可について
報告事項(4) 農地転用許可後の工事完了について
議第53号 現況農地認定について
議第54号 農地法第3条の許可申請について
議第55号 農地法第5条の許可申請について
議第56号 農用地利用集積計画の申出について
議第57号 あしきた農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規程」の変更のについて
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 鶴田 千恵美
参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第15回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、2番の松本委員・5番の田上委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員も全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した農業委員に読み上げていただきます。本日は13番の友田委員にお願いします。

13番委員
(友田勝久君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

おはようございます。報告事項4点について、順次、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

合意解約通知について、でございます。

番号1、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。地目は、台帳、現況ともに畑で、面積は、6筆合計44,791㎡です。

双方の合意により解約にいたったものですが、平成30年7月31日に連絡がありましたので、今回、御報告申し上げます。

場所は、2、3、4ページに記載しております。

次に、農地形状変更届について、5ページをお願いします。

届出人は、記載のとおりです。

土地の所在が、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況ともに畑で、面積は、6筆合計20,667㎡です。

変更理由は、申請地が急なため、作業しやすいよう、傾斜地に土を入れようとするものです。

期間は、平成30年8月13日から平成33年8月31日までが予定されています。

施設は、盛土による形状変更で、広さ20,667㎡です。

資金は、記載のとおり予定されています。

位置図、平面図等を6, 7ページに記載しております。

次に、8ページをお願いします。

報告事項3農用地利用配分計画の認可について、御説明申し上げます。

貸人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、全て、田で、面積は、合計2, 946㎡です。

期間は、平成30年9月1日から平成38年9月30日までの8年1か月間です。

熊本県農業公社を転貸人として、記載の借人に貸し付けられます。

利用目的は、水稻で、借賃は、全体で玄米60kgとなっており、利用権の種類は、賃借権となっております。

場所は、9ページに記載しております。

次に、10、11ページをお願いします。

報告事項4農地転用許可後の工事の完了について、平成30年8月中に完了報告書の提出があった、11件について、御説明申し上げます。

それぞれ、平成26年8月の第2回会議から平成29年10月第4回会議までの農地法5条関係の転用について、提出日の欄に記載した日付で、報告書の提出がありました。

そこで、事務局において、事務局確認日において確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。

なお、最後の場所につきましては、始末書添付でしたので、現地確認を不要といたしました。

以上でございます。

3番委員
(松田時義君)

ちょっと質問していいですか。

議長

はい、どうぞ。

3番委員

報告事項ですから、報告だけすればいいのかもしれませんが、気になるのは1番です。面積が非常に広いわけですよ。44, 791㎡。実は借人の地区の担当ということで私が現地に行ったわけですが、44, 791㎡見て回るのに、もうフーフーいったんです。ものすごく広いわけですよ。だから貸人が後をどのようにされるのかちょっと心配していますので、お聞きしたいと思います。

事務局
(本村参事)

この農地の貸借についてなんですけれども、当事者間でお話をして合意解約ということに至ったんですけれども、今後は貸

人の御家族の方でやられるということのうちの方には話があります。その解約に至った経緯につきましては、詳細にはこちらの方では確認ができておりません。

以上です。

議 長

いいですか。

3 番委員

はい。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。
議第53号 現況農地認定について、議第53号を議題といたします。
関係委員の説明をお願いします。

10 番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10 番委員

おはようございます。議第53号現況農地認定の番号1について説明いたします。

申請人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳宅地、現況畑でございます。面積、156.88㎡。

申請地は14ページをご覧ください。9月4日に事務局2名と申請人の娘婿さんと私、野間推進委員、合計5名で現地調査をしてきました。申請地の上の方は全部畑になっております。申請地の上も申請人の土地で農地になっています。ここは元々家が建っていたところですけど、昭和60年位に解体して、その後そのまま畑にされております。道も狭いもんですから、宅地にもできなくて、畑しかできないということで、今この申請地の中に小屋もあって管理機も据えてあります。今現在、申請人の方は体調を壊して作付けはしていないんですけども、今後は娘婿さんの方が管理をするということで聞いてまいりました。

よって、農地認定しても何ら問題はないかと思っておりますので、御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は

ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第53号 現況農地認定については、認定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第53号 現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定いたします。

次に移ります。

議第54号 農地法第3条の許可申請について、議第54号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員 はい、議長

議 長 はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10番委員 議第54号農地法第3条許可申請の番号1について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑でございます。面積、1,776㎡。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりでございます。専業農家となっております。下限面積は今回の申請地と併せまして40aを超えております。譲受人は、退職されまして畑と、チェーンソーアートが得意で畑の前にもずっと作品が置いてありました。

申請地は17ページをご覧ください。現地調査を9月4日に事務局2名、私、野間推進委員とで行いました。申請人は都合が悪く、当日来られなかったもので、話だけ伺ってまいりました。現地の周りは柿の木を植えてありまして、畑の方はきちんと草も生えてなくて、すぐ畑にできるような状況でございます。譲受人は、この進入口のところから先の方に小屋があって、そこでチェーンソーアートを作っているらしいです。それをしながら、農業をして、直売所とかに野菜を出されているようでございます。

従いまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないために許可要件は満たしていただきますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。農地法第3条許可申請の2番について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。譲受人は先月も議題にのぼっております。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況は畑となっておりますけども、荒地になっておりました。そして一部甘夏ミカンが少しありました。もう1筆も地目、台帳畑、現況畑となっておりますけど荒地です。面積、2筆合計2,380㎡です。

譲受人の状況は記載のとおりです。息子さんが1級整備士の免許を持っておられまして、耕運機や草刈り機など全部修理しますので安心とのことでした。非常に面積が広いもんですから、譲受人に本当にやっていけるのか確認しました。年齢は高齢ですけども非常に若くて元気がいいです。18区の寄ろ会の会員になったということで、寄ろ会の会員がバックアップしてくれるということで、菜種を植えるということでした。

18ページを開けてください。9月4日、事務局2名、行政書士、譲受人、竹下委員、私、6人で現地調査を行いました。先月出た農地のすぐ側です。非常に面積が広くていい畑ですけども、周りはすべてもう耕作放棄地です。その先に農業委員さんの畑がありますけども、農業委員さんの畑だけはきれいにしています。他の畑は耕作放棄地が進んでいるような状況です。ここで頑張っていたかどうかということは、耕作放棄地の解消にもなると思います。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願いたします。

これで説明を終わります。以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

17番委員
(竹下正治君)

はい、議長

議長

はい、17番 竹下委員

17番委員

今松田委員が言われたとおりなんですが、道路に面した畑で、管理しやすい場所ですので、多分大丈夫だと思います。よろしくお願いたします。

議 長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は
ございませんか。

4 番委員 はい、議長
(戸次治夫君)

議 長 はい、4 番 戸次委員

4 番委員 1 番について、利用目的がわからなかったんですが、何を作
られるのかということと、2 番は菜種だけを植えるのに2反3
畝位所有権移転して、菜種だけを植えるのかとちょっと疑問が
ありますけども、他に何も考えていらっしゃらないのでしょうか。

1 0 番委員 1 番の方は、不知火と太秋柿だそうです。

3 番委員 まず、荒地を畑になおさないといけないわけです。ものすご
く荒れておりますから。そして、最初は菜種から作っていきた
いということでした。そうしないとまず、草払いということで、
ものすごく荒れております。労力もいるかと思えます。寄ろ会
がまずバックアップして、その後また何を植えるかは考えられ
ると思えます。

1 7 番委員 寄ろ会は、種を蒔くんじゃなくて、苗を作って苗植えをされ
るそうです。

議 長 他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第54号 農地法第
3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第54号 農地法第
3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当
しないために、許可要件は満たしておりますので、許可するこ
とに決定いたします。

次に移ります。

議第55号 農地法第5条の許可申請について、議第55号
を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

5 番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議 長

はい、5 番 田上哲人委員をお願いします。

5 番委員

それでは、5 条申請の番号 1 について説明いたします。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。
面積は 6 5 6 m²です。

転用理由記載のとおりです。

施設概要、記載のとおり。

資金計画、記載のとおりです。

申請地の地図は次の 2 1 ページにあります。現地調査を 9 月 7 日に事務局、行政書士、前島推進委員と行いました。申請地の状況は次の 2 2 ページに配置図が記載されております。左側に擁壁がありますが、こちらは海側ですけども、低くなっているんで、右側の傾斜地の方から土を持ってきて盛土すると、そして住宅を建設するとのことでした。申請地の面積は 6 5 6 m²と、かなり広いんですけども、2 2 ページの配置図に上の方に道とあるんですけど、これは 2 m 弱位の道です。下にも住宅があります。それで 4 m 程度までには拡幅したいということで、それと、擁壁に要する面積を加味すると有効面積は 5 5 0 m²程度になるとのことでした。申請地の海側には農地がありますが、農地側は車庫程度の建築物ですので、影響はないかと思われます。また、住宅を建築する側の方には倉庫が建っております。そちらも農地への影響はないと考えてきました。排水は申請地の隣に従来ある道路沿いに排水管が埋設されており、そこに注ぎ込むとのことでした。

申請地の農地区分については第 3 種農地であり、許可は可能と思われます。御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第 5 5 号 農地法第 5 条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第55号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第56号 農用地利用集積計画の申出について、議第56号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

12番委員
(田畑和雄君)

はい、議長

議 長
12番委員

はい、12番 田畑和雄委員をお願いします。

おはようございます。議第56号農用地利用集積計画の申出について説明いたします。再設定です。議案書24ページになります。

番号1、貸人は、記載のとおり。借人は、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況樹園地、面積、5筆合計5,226㎡。始期終期、平成30年10月1日から平成35年9月30日、期間、5年。利用目的は果樹、借賃は1反当り1万円、利用権の種類は賃借権ということです。

借人は、専業農家ということで、奥さんと農業に従事されています。長男は仕事の傍ら防除等、それと忙しい時のミカンの収穫とか、そういう時にお手伝いをする、通常は借人夫婦でやっているということだそうです。現地をこの前見に行ってきましたが、多分もう年数的には古いミカンですが、よく手入れしてありました。きれいに葉っぱも太くて剪定もよくしてありました。非常に場所的にもいいところかなと思います。

場所は25ページをご覧ください。借人も一生懸命に頑張りたいということです。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。

これで説明は終わります。

議 長

ありがとうございました。担当地区の委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員から詳しく説明がりましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第56号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第56号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次に移ります。

議第57号 あしきた農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規程」の変更について、議第57号を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長

議第57号 『あしきた農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規程」の変更について』、御説明申し上げます。

27ページ、28ページをご覧ください。

農業協同組合が行う、農地利用集積円滑化事業において、要調整関係機関として、各都道府県の農業会議も対象とされております。

今回、農業会議が、農業委員会のサポート業務を行う指定法人に移行することから、都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構に文言を修正するため、規程の変更を行うものです。

なお、この規程の変更にあたっては、農業委員会等関係する行政庁の承認を受ける必要があることから、御協議をお願いします。

以上でございます。

議 長

これは、文言の変更というだけでございますので、よろしくをお願いします。事務局より説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第57号 あしきた農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規程」の変更については、承認することに決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第15回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員